

平成二十二年五月二十八日受領
答弁第四八三号

内閣衆質一七四第四八三号

平成二十二年五月二十八日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出これからの介護保険事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出これからの介護保険事業に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、現在、厚生労働省の「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」において、介護職員の資質向上と量的確保が可能な限り両立されるよう、介護分野の現状に即した介護福祉士養成の在り方とともに、介護を担う人材養成の今後の具体像を検討しているところであり、その結果も踏まえ、将来にわたって必要な介護職員の質と量を確保していくための取組を推進してまいりたい。

二について

お尋ねの「介護労働者の人材確保に関する特別措置法案」については、議員立法として提案されたものであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

三について

介護保険制度の役割は、今後とも、介護を必要とする高齢者に介護サービスを提供し、高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるように支援することであると考えられる。

また、介護職員の資質向上と量的確保が可能な限り両立される必要があると認識しており、現在、厚生

労働省の「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」において、介護分野の現状に即した介護福祉士養成の在り方とともに、介護を担う人材養成の今後の具体像を検討しているところである。

四について

政府としては、平成二十一年度老人保健健康増進等事業において取りまとめられた「地域包括ケア研究会報告書」も参考としつつ、幅広い観点から介護保険制度の在り方について検討を行っているところであり、その結果も踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるよう、介護サービスの提供体制の整備を進めるとともに介護を担う人材の確保に取り組んでまいりたい。